

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日	
更新年月日	()	
目標年度	令和16年度(2034年度)	
市町村名 (市町村コード)	国東市 442143	
地域名 (地域内農業集落名)	原地区 (原、安国寺)	

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	39.6 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	ha	
② 田の面積	39.4 ha	
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.2 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha	※
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha	※
(備考)		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

※

地域の農地は地域の農業法人、認定農業者(地区外も含む)、個人農業者で管理している。今後個人農業者の離農や、認定農業者と農業法人組員の高齢化、後継者不足による離農も懸念されるため、農業後継者の育成や担い手の確保が必要となる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

※

- ・農業用設備(用水路等)の老朽化が進んだ場合も、地域の農業を守るために可能な限り修復を行いながら、農業者以外も含めた地域住民全体で圃場を守っていく。
- ・地域の農地利用は農業を担う者(目標地図に位置付ける者)が担っていくが、新たな担い手や会社組織への変換等により大規模農業の経営も検討する。
- ・個人農家が離農した場合、地域の認定農業者や会社組織になった経営体で受け入れ耕作放棄地とならないように取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

目標地図に位置づけられる担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、状況に応じて担い手間で情報を共有しながら農地利用を維持していく。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	80.6 %	将来の目標とする集積率	81 %
--------	--------	-------------	------

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

地域内の対象農地は、地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者)への集積を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	※
今後、地区の農業法人、地区外の担い手も後継者不足で運営が厳しくなることが想定され、会社組織にして大規模農業をするには、作業の効率化を図る上でも、集積集約化を目指す。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	※
現在も農地中間管理機構を活用しており、今後も集積に向けて農地中間管理機構を活用する。	
(3)基盤整備事業への取組	※
以前実施した基盤整備事業において、中畔を取り除けば、圃場が広くなるよう設計しており、それらを活用していく。しかしながら、必要に応じて基盤整備事業についても検討をしていく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
中山間直接支払交付金制度及び多面的機能支払制度を活用し自治会等と協力しながら地域ぐるみで農地を守っていく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
原、吉木、山吹の3法人で今後、作業及び機械等の貸し借りなどの協力体制を図るなどの話し合いを設けており、認定農業者の方々とも連携をとりながら農業経営を維持していくよう取り組んでいく。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①電気柵等による鳥獣害防止対策を実施し、管理及び修繕等を行う。
- ③農業従事者不足による農業用機械等の活用によりスマート農業を検討していく。
- ⑦中山間支払交付金制度及び多面的機能支払制度を活用し農地の保全・管理を行う。
- ⑨現在行っている耕畜連携を引き続き継続していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図 上の表示	備考
認農		水稻・麦・WCS・ソルガム	16.0 ha	ha	水稻・麦・WCS・ソルガム	16.0 ha	ha	①	
認農		水稻・麦・WCS	11.5 ha	ha	水稻・麦・WCS	11.5 ha	ha	②	
認農		水稻・麦・飼料用米	2.4 ha	ha	水稻・麦・飼料用米	2.4 ha	ha	③	
認農		水稻・麦	1.5 ha	ha	水稻・麦	1.5 ha	ha	④	
認農		水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha	⑤	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		31.9 ha	0 ha		31.9 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。